

(仮称)ニトリ川崎 DC 新築工事に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、(仮称)ニトリ川崎 DC 新築工事に係る条例環境影響評価準備書等の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名称：(仮称)ニトリ川崎 DC 新築工事
種類：大規模建築物の新設（第2種行為）

2 指定開発行為実施者

名称：株式会社ニトリ
代表者：代表取締役 似鳥 昭雄
住所：北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

3 公告日

令和6年2月9日（金）

4 条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧

(1) 縦覧期間

令和6年2月9日（金）から3月25日（月）まで
※土曜、日曜、祝日は除く。

(2) 縦覧場所及び時間

場所：川崎区役所（3階）、田島支所（1階）、環境局環境評価課（市役所本庁舎20階）
時間：午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）
※縦覧開始日（2月9日）は、午前10時から縦覧を行います。
*上記期間中、本市ホームページに当該準備書及び要約書の内容を掲載します。
<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>

検索 川崎市 アセス図書の公表



5 事業内容等に関する問合せ先

(1) 環境影響評価について

窓口：株式会社エスパシオコンサルタント 環境企画部
電話：03-6734-9640
FAX：03-6222-2207

(2) 事業計画等について

窓口：株式会社ニトリホールディングス 建築設備部
電話：03-6741-1220
FAX：03-6741-1270

6 備考

「条例環境影響評価準備書」とは、環境影響評価の結果について、環境保全の見地から市民等の意見を聴くための準備として指定開発行為者が作成した図書です。



川崎市は持続可能な開発目標(GDG)を支援しています。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th

環境アセスメントに係るお知らせ

令和6年2月9日

川崎市環境影響評価に関する条例（以下「アセス条例」）第19条に基づき、（仮称）ニトリ川崎 DC 新築工事に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写し（以下「条例準備書」）の縦覧を次のとおり行います。

※「条例準備書」とは、環境影響評価の結果について、環境保全の見地から市民等の意見を聴くための準備として指定開発行為者が作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄
	名称	（仮称）ニトリ川崎 DC 新築工事
	種類	大規模建築物の新設（第2種行為）
	実施区域	川崎市川崎区扇町42番4外
	目的	倉庫、事務所等を主な用途とする建築物（物流施設）の建設
	内容	延べ面積：約415,264㎡
	施行期間	令和6年度～令和9年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和6年2月9日（金）～令和6年3月25日（月）
	縦覧場所及び時間	<p>■川崎区役所（3階）・田島支所（1階） 午前8時30分から午後5時まで。土曜、日曜、祝日は除く。</p> <p>■環境局環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜、日曜、祝日は除く。</p> <p>※すべての縦覧場所で開始日（2月9日）は午前10時から行います。</p>
	意見書の提出	<p>縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例第21条第1項の規定に基づき、縦覧期間中に、意見書を提出することができます。</p> <p>意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。</p>
	ホームページ	<p>ホームページから条例準備書の閲覧、意見書の提出ができます。</p> <div style="text-align: center;">  <input type="text" value="川崎市 アセス図書の公表"/> </div>  <p>https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html</p>
意見書提出先・問合せ先	<p>川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎20階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921 Email：30kanhyo@city.kawasaki.jp</p> <p>※意見書は電話、FAX 及びメールでは受け付けておりませんので御注意ください。</p>	